

公 示 書

国土交通省中部地方整備局等において、食堂の営業を行うため、庁舎の使用許可を希望する者の公募を、次のとおり公示する。

令和6年2月1日

中部地方整備局長 佐藤 寿延

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 食堂の営業
- (2) 営業場所 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
(名古屋合同庁舎第2号館 地下1階)
- (3) 営業期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
ただし、必要に応じて5年を超えない期間で一度に限り更新することができる。

2. 対象業者

中部地方整備局等の入居する名古屋合同庁舎第2号館において、食堂の営業を行うため庁舎の使用許可を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 経営の状況、信用度が極度に悪化していない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 中部地方整備局管内に本社（店）、支社（店）、又は営業所が所在すること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3. 対象施設の概要

施設名 名古屋合同庁舎第2号館(食堂)
所在地 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館 地下1階
面積 食堂(客席部分): 146.24㎡、厨房: 107.23㎡
事務室: 11.27㎡、倉庫: 14.57㎡
※食堂(客席部分)は、飲食物の持ち込み可能な無料休憩所となるため国有財産使用料の貸付面積には含めないが、食堂内に設置する食券販売機や配膳スペース等で使用する箇所は、貸付面積に含める。
職員数 約1,000人

4. 説明会

応募のための申請方法、施設の概要及び営業にあたっての条件等について、説明を行うので、令和6年2月16日(金)16時までに下記6の問合せ先へ申し込みのうえ、必ず説明を受けること。

なお、説明を受けなかった者の応募は受け付けない。

【説明書の交付及び方法】

期間: 令和6年2月1日(木)から令和6年2月16日(金)までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時まで

場所: 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館

国土交通省 中部地方整備局 総務部契約課 管財係

5. 施設の使用料について

使用料は、財務省が定める「使用料算定基準」(【昭和33年1月7日付蔵管第1号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」の別添3 第2節 使用料算定基準】以下「使用料算定基準」という。)により算定する。

使用許可を受けた者は、上記により算定した使用料の額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額を一括して、原則として年1回、納付するものとする。

6. 公示に関する問合せ先

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局 総務部 契約課 管財係

電話 052-953-8138